

議 事 録 （書面開催 要旨）

会議の名称	令和3年度 瀬戸市障害者地域自立支援委員会
日 時	書面開催 （3月）
場 所	—
委員の参加者数	委員15名
そ の 他	いただいたご意見の中で個人情報保護に配慮が必要な文言については、補記等をいたしました

【協議事項】

1 瀬戸市障害福祉計画（第6期）及び瀬戸市障害児福祉計画（第2期）における目標の事業評価について

○池戸委員より（意見・質問）

ほぼ書面開催というのは残念です。「自立生活援助」ですが、社協が行っている「自立支援事業」とは別なのでしょうか？どのくらい連携がとれているのでしょうか？福祉実践教室で「知的障害理解」が入っているように（数年前にお願いしていただいていた）「精神疾患理解」も入れていただいたらどうでしょうか？瀬戸つばきでは障害者雇用を行っているようです。市内小中学校、さくらんぼでもできるのではないのでしょうか？

事務局

ご意見ありがとうございました。「自立生活援助」は、居宅にて単身等で生活する障害者に定期的な巡回訪問や相談対応により自立した日常生活を営むために必要な援助を行う障害福祉サービスで、社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」とは異なります。自立生活援助は障害福祉サービスの中でも比較的新しいもので、サービス提供事業所は県内でも少なく、あまり利用にはつながっていません。

福祉実践教室につきましては、社会福祉協議会ボランティアセンターが主体となって実施しておりますので、まずは意見があったことをご報告させていただきます。

市内の小中学校及びさくらんぼ学園の障害者雇用についても、学校教育課などに意見があったことをご報告させていただきます。

○伊里委員より（質問）

1. 地域移行の課題は、サービスの不足か？地域移行への本人、家族等の希望はどれくらいあるのか？地域生活への移行希望があり、移行できなかった件数は何件でしょうか？
2. 精神障害者の市内事業者が整っていないとのことですがその要因は何でしょうか？
7. 活動指標の一覧から、実績が障害児受け入れ見込み数を超えているが、今後の見込みは、大丈夫でしょうか？また、放課後等デイサービスは増加見込みがある一方、開設当初の利用者確保困難から経営が危ういとの記載もあり、具体的にどうするのでしょうか。

事務局

地域移行につきましては、瀬戸市障がい者相談支援センターを中心に、本人、家族、関係機関と連携し、慎重に対応しております。何度もケース会議を重ね、グループホーム入居などサービス提供場所を確保し、その後の費用負担や日中活動場所等の生活設計も含め検討が必要となりますので、それらの調整は難しく、そのため高い調整能力がある人材が必要となります。瀬戸市においては十分な体制が整っているとは言えませんが、現状の体制でできる限りのことを実施しています。また、移行できなかった件数は把握していません。

精神障害者の市内事業者が整っていない要因としては、精神状態が毎日不安定である方や、症状

やその対処方法も多岐に渡り、支援が複雑で大変であることが挙げられます。今後も支援に向けて適宜、検討してまいりたいと考えております。

障害児のサービスは受入見込み数よりも多く推移しております。しかしながら、市内及び近隣市町で障害児支援事業者が増加していることで対応できていると思われまます。開設当初の障害児支援事業者には、瀬戸市地域障害者自立支援協議会のこども未来部会等にご参加いただき、他の市内障害児支援事業者からのアドバイスを受けるなど、横のつながりを確保し、事業安定までの支援に努めております。

○住田委員より（質問）

福祉施設の入所者の地域生活への移行者数は3名減少しています。うち2名が地域移行をされていますが、具体的にどのようなきっかけおよび支援によって地域移行されたのでしょうか。

地域移行ではGHのニーズが高いということですが市内の整備状況や今後の予定はどうでしょうか。また、施設入所者や精神科病院の長期入院患者へのアウトリーチが重要と考えますが、そのあたりは支援計画上位置付けておられるのでしょうか。

事務局

地域移行につきましては、瀬戸市障がい者相談支援センターが関係機関と協力しケース会議等を重ねるなどの支援をもって地域移行に結びついております。

グループホームにつきましては、市内でも増加傾向にあります。また、入所者や長期入院患者等へはその施設の支援者やケースワーカーから相談があった場合は、瀬戸市障がい者相談支援センターがケース会議に参加するなどして支援を行っております。

○中島委員より（意見）

①「地域生活への移行」GHの部屋確保のために空き家活用を視野に入れてはどうか。突発的なニーズのために各GHに一人分の空きを確保するというルール（予算を含む）も必要ではないか。GHの空き情報をすぐに確認できるように週または月一回程度各GHの利用状況を福祉課で把握できないか。

②尾張旭市などでは、「福祉実践教室」で、精神・知的の講座も開かれているので、瀬戸市でも実施できるようにできないか。

③子どもの安全確保だけでなく、虐待等の加害行為をしたしまった親へのカウンセリング体制がどのようになっているのか把握してほしい。

事務局

①空き家活用のアイデアありがとうございます。グループホームは障害福祉サービスであり、設置基準が決められている（スプリンクラーの設置等様々な要件があります。）ため、現時点では多くの空き家はグループホームとして活用することは困難であると思われまます。空き家問題の包括的な解決策が国レベルで検討される中で、グループホームとしての活用のための基準等が策定されれば、本市における空き家においても活用される可能性が出てくるものと考えまます。またグループホームの空き状況につきましては、必要な都度、瀬戸市障がい者相談支援センターが把握しておりますが、定期的な把握につきましても検討いたします。

②福祉実践教室につきましては、社会福祉協議会ボランティアセンターが主体となって実施しておりますので、まずは意見があったことをご報告させていただきます。

③虐待等の加害行為をした親へのカウンセリング体制につきましては、関係機関等に対応依頼をしておりますが、その後の把握まではなかなかできておりまません。虐待につきましては虐待防止研修を開催するなど防止に努めるなかで、把握についても検討していきます。

【報告事項】

1 令和3年度真に効果のある障害者施策の実現に向けた事業の経過報告及び令和4年度真に効果のある障害者施策の実現に向けた事業について

○池戸委員より（質問）

多目的トイレにはユニバーサルシートはあるのでしょうか？必要だと思います。自動ラップ式トイレは障害者専用のものでしょうか？危機管理課の事業はすべてどの程度の障害に対応しているのでしょうか？どなたをオブザーバーにされたのでしょうか？備蓄用食料など嚙下状態によって違うと思うのですが、どのような方に対応しているのでしょうか？

事務局

危機管理課に確認いたしました。

多目的トイレには、ベビーシートはありますが、ユニバーサルシートはありません。

自動ラップ式トイレは、障害者専用のもとなります。セット内容に手すりを備え、車いす等から円滑に移動できるよう配慮されております。現在、障害者専用備蓄倉庫にて備蓄しており、発災時、避難所へ必要な備蓄品とともに速やかに配備し、障害者の方がご利用できるようになっております。

危機管理課の事業につきましては、令和3年度単年度で完了できる大規模災害時における避難所の整備を中心に事業を執行いたしました。様々な障害種別（身体・知的・精神障害等）がありますが、老若男女様々な避難者が想定される中で、持病や障害を抱えるなど避難生活を送る際に特に配慮をするべき避難者の方には、必要に応じて優先順位をつけ、個別に対応いたします。

令和2年度に行われた瀬戸市障害者施策に関するアンケート調査結果を基にしており、オブザーバーは依頼しておりません。

子どもから高齢者の方まで障害者一人ずつ個別の事情に配慮し、1人分ずつ個分けしたものとなっております。小麦、卵など特定アレルゲン27品目は不使用で添加物もありません。また、やわらかくて食べやすく、温めずに食べても美味しく召し上がれるものとなっております。

○伊里委員より（質問）

追加説明にも記載されておりましたが、都市計画課の在宅の安全確保 民間木造耐震に関わる補助金等の利用が無いのは、周知不足でしょうか？ニーズが無いということでしょうか？また、社会福祉課の相談機能の充実 ネット環境整備による相談方法の充実としての補助金も同様にお尋ねしたいです。また使われなかった予算は、どうなるのでしょうか？

事務局

都市計画課に確認いたしました。

民間木造耐震に関わる補助金等の利用に関し、広報せとやホームページの記事掲載により広く周知を行うとともに、社会福祉課を通じて、障害者福祉団体や障害者が利用・通所する障害福祉サービス事業所等で構成される障害者地域自立支援協議会の「運営会議」をはじめ、「相談支援部会」や「子ども未来部会」などの会議体において、適宜チラシを配布し、障害者への周知に努めました。

また、地域を決め「障害者割増」の記載の入ったチラシを旧耐震建物訪問又は、ポスティングにより周知を行っております。

社会福祉課の相談機能の充実 ネット環境整備の補助につきましても、広報せとやホームページの記事掲載、運営会議等でのチラシ配布等を行い周知に努めました。しかしながら、実際に問い合わせ等いただいたケースは、すでにネット環境が整っている方からなど補助の対象者でない方からが多く、申請につながりませんでした。そのため、自宅のネット環境は、市内において一定程度整

備されているものと思われます。また、次年度からは医療的ケア児等の支援としてネット環境を利用した支援策を行っていく予定もあるため、今後は必要な方からの申請があると想定しております。また、使われなかった予算は、次年度の市の予算財源として活用されます。

○住田委員より（意見）

写真を添付していただきありがとうございます。耐震改修等の補助金の周知が進むと良いかと思えます。

事務局

ご意見ありがとうございました。当該意見を参考に、障害者支援に励みます。

○中島委員より（質問）

①多機能トイレの設置場所・機能（行為用ベッドの有無・オストメイト対応・座面の硬さ・手すりの位置・自動点灯の場合は消灯までの時間等）の情報をインターネット上にあげられないか（マップ形式）。

②リフト兼用の耐震シェルター（ベッド回り）設置の計画はあるのか。

③発達障害児・者が犯罪に巻き込まれないような予防・啓発活動に対してはどのようなようになっているのか

④「障害を理解するためのハンドブック」は、インターネット上に公開する予定はあるのか。

⑤図書館には点字書籍（データを含む）の拡充予定はあるのか。

事務局

危機管理課及び図書館に確認いたしました。

①マップ形式（BMP形式）の画像ファイルは一切圧縮されておらず、ファイルサイズが他の画像形式と比べると非常に大きくなるため、本市のホームページでは取り扱っておりません。

令和3年度危機管理課予算における設置場所については長根小学校体育館、東山小学校体育館、水野中学校体育館となります。機能については、行為用ベッド（ベビーシートはありますが、いわゆるユニバーサルシート（トイレ内大人用ベッド）はありません。オストメイト対応しています。座面の高さは、床面から約44cmです。手すりの位置は、床面から約62cmが下端となります。多目的トイレ内における照明が、自動点灯してから自動消灯するまでの時間は、約5分です。

②リフト兼用の耐震シェルター（ベッド周り）設置につきましては、地震の指定避難所は、通常時体育館として学校の教育活動で使用しております。スペースも限られており、既存の体育館に設置の計画はありません。

③発達障害児・者が犯罪に巻き込まれないような予防・啓発活動等につきましては、本人と関わりのある事業所等に支援を依頼しており、市での啓発活動等は行っていないのが現状となります。

④「障害を理解するためのハンドブック」は、ご意見をいただき、すぐに対応できると判断し、令和4年3月16日にホームページに掲載いたしました。ご提案ありがとうございます。

⑤瀬戸市立図書館では、令和3年度末現在で468冊の点字本を所蔵しております。また、「広報せと」など、館内閲覧でご利用いただいているものもございます。そのほか、日本点字図書館や京都ライトハウスの所蔵資料を借り受け、利用者への郵送貸出も行っています。令和2年度からは、前年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、文字の大きさの変更や文字色反転、音声読み上げ機能のある電子書籍の貸出サービスを始めました。当初は800タイトルでしたが、令和3年度末においては3,363タイトルとなり、令和4年度においても新たに1,000タイトルの購入を予定し、引き続き拡充に努めてまいります。

○井上委員より（意見）

5大疾病であるメンタル疾患、特に統合失調症は100人に1人の確率で発症するとされており、瀬戸市の児童生徒のなかでも確実に発症するでしょう。

この4月より高校の保健の授業で僅かながらメンタル疾患について授業が行われると聞きますが私個人的にはそれより早くメンタル疾患について単にハンドブックを配布して終了することに『真の効果のある障害者施策』であるのか？甚だ疑問が残ります。教科書が一冊増えただけで児童生徒たちの記憶に残るものなのでしょうか？

私は何も分からない状況で統合失調症に陥り、青春時代の多くを苦しみ辛酸を舐めて来た人間として子供たちに授業でメンタル疾患とは何か？を知識の片隅に置いて欲しいと願います。愛知県にはピアサポーターと言う当事者集団が組織されております。彼らをぜひ授業に招いてストレス過多な先生方にもメンタル疾患とはどんなものなのか？学んで欲しいと考えます。リアルな生の声はきっと児童生徒や先生方に届くものだと信じております。

繰り返しますがハンドブックを配布して満足しては不十分です。予算を確保してリアルな授業の実施を重ねてお願い申し上げます。

事務局

ご意見ありがとうございました。市内の学校に出向いて障害について小中学生に理解を深めてもらう研修や授業の実施について検討してまいります。

2 瀬戸市障害者地域自立支援協議会の活動報告について

○池戸委員より（意見）

大切な内容で部会も見てみたいなあと思いました。コロナ禍が続き、福祉事業所内も大変ですね。保護者という立場でも感謝の気持ちでいっぱいです。ポストコロナを見据えて、いろいろ考えていかなければいけないなあと感じています。

事務局

ご意見ありがとうございました。ポストコロナを見据えた支援についても検討してまいります。

○住田委員より（意見）

コロナウイルス感染対策により部会の活動に支障が生じていたかと思いますがその中で、工夫して出来ることを行ってこられた様子がわかりました。

事務局

ご意見ありがとうございました。今後も部会を含め障害者支援に励みます。

○中島委員より（意見）

①コロナ禍が終わっても、オンライン参加できるセミナー・研修があっても良いのではないだろうか。

②オンラインのみ・対面のみといった選択ではなく、両方から選択できる参加方法があれば、子育て中や外出しづらい肢体不自由者（高齢者も含む）も参加でいることが期待される。

事務局

① ②ご意見ありがとうございました。コロナの経験を踏まえ、コロナ禍が終わっても、取り入れるべきと判断するものは、実施に向け検討してまいります。

3 瀬戸市障がい者相談支援センターの実績報告について

○池戸委員より（意見）

たくさん件数、おつかれさまです。匿名だと分からないと思いますが、何人ぐらいの方が利用されているのでしょうか。同じ方が何度も相談ということも、きっとありますね。他機関との連携も必要ですし、とても重要な窓口かと思います。

事務局

ご意見ありがとうございました。障害種別が複数該当する場合は重複計上となりますが、瀬戸市障がい者相談支援センターの利用人数は、障害者 494 人、障害児で 277 人となっております。相談人数、相談件数も年々増加しており、瀬戸市の相談拠点として機能しており、非常に重要な役割を担っていただいております。

○伊里委員より（質問）

精神障害者の相談人数が増加している要因はあるのでしょうか。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成が大変だと思われませんが、課題は何でしょうか。

事務局

精神障害者の相談人数の増加は、精神障害者の増加によるものと把握しております。精神障害者の増加の理由については、インターネット等で調べますと、現代社会の環境要因とされている記事がありました。情報過多な現代であり、テレビやスマートフォンの視聴等による生活リズムの乱れによる睡眠の質の低下、食の変化、高ストレス状態の持続など、脳の健康状態が悪化することが要因とも言われているようです。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画の課題としましては、計画作成できる相談支援専門員の不足が挙げられます。相談支援専門員の資格を取得するためには支援者としての相当の実務経験が必要であったり、また実務においても、利用者本人の意向確認や地域の事業所の把握など、相当な知識や対応能力が必要になることも、相談支援専門員の不足につながっていると想定されます。

○住田委員より（意見）

相談支援を利用している人の人数の集計について、障害種別が複数該当する場合に重複計上となっているため実際の実人数を示していただけると、重複障害の方の割合もわかると思います。

事務局

ご意見ありがとうございました。実際の実人数につきましても把握できるように検討させていただきます。

4 その他 障害者虐待報告について

○池戸委員より（意見）

認定されなかった事案も多いみたいですが、誤報を恐れずに報告するって大切ですね。

事務局

ご意見ありがとうございました。虐待認定につきましても慎重な判断が迫られるため、中には認定しないケースもありますが、虐待通報があったことを伝え、改善を依頼することで、今後の対応に改善がみられることも多いため、虐待通報は非常に重要であると把握しております。

○伊里委員より（意見）

虐待による相談・通報等の件数が少ないことは、望ましいことですが当事者から訴えることが困難な場合が多いと思います。家族のみならず、次年度に予定されているのでしょうか、福祉施設内においても「虐待」の定義を学ぶ取り組みが重要だと思います。

事務局

ご意見ありがとうございました。令和3年度につきましては、障害者地域自立支援協議会で、令和4年3月2日に市内福祉施設向けに虐待防止研修を開催し、たくさんの施設の方に参加いただきました。次年度におきましても、虐待防止に努める必要を感じており、「虐待」の定義を学ぶ取り組みを含め、虐待防止研修等を開催し、防止に努めてまいります。

○住田委員より（質問）

養護者による虐待において、虐待認定後の分離をしていない事案の対応について養護者に対する助言・指導もないまま、虐待認定した事案が全て見守りとなっていますが、見守りとは、具体的にどのような対応をされているのでしょうか。

また、虐待防止に向けた取組についてはどのような計画を立てておられるのでしょうか。

事務局

虐待認定し見守りとした事案につきましては、警察署からの障害者虐待事案通報票により通報されたものとなっております。当該通報に基づき、内容を確認し、警察の十分な説明や対応があったと判断したため見守りとさせていただきます。また必要な都度瀬戸市障がい者相談支援センターと情報共有し、その後の様子を訪問等で確認している事例もあります。

虐待防止に向けた取組としましては、福祉施設に向けた虐待防止研修等の開催を予定しております。また施設においても令和4年度より従業者への研修の実施や虐待防止委員会の設置、虐待防止責任者の設置が義務付けられるため、瀬戸市障害者地域自立支援協議会で支援していきたいと思っております。

○中島委員より（意見）

被虐待障害児・者への対応だけでなく、虐待者へのカウンセリングはどのようになっているのか。分離して落ち着いたように見えても、再発する可能性が高いままでは、虐待された障害者・者の心理的負担は大きいままである。

事務局

ご意見ありがとうございました。虐待者へのカウンセリングにつきましては、関係者・関係機関などに依頼するにとどまっており、十分な支援までは至っておりません。今後はできることから虐待者に対しても支援について検討していければと思います。

皆様からのご意見・ご質問ありがとうございました。

今後も、障害者・障害児への支援について取り組んでまいりますので、皆様、どうかよろしくお願いたします。